沖縄県土地利用基本計画図 6-2

令和八年三月

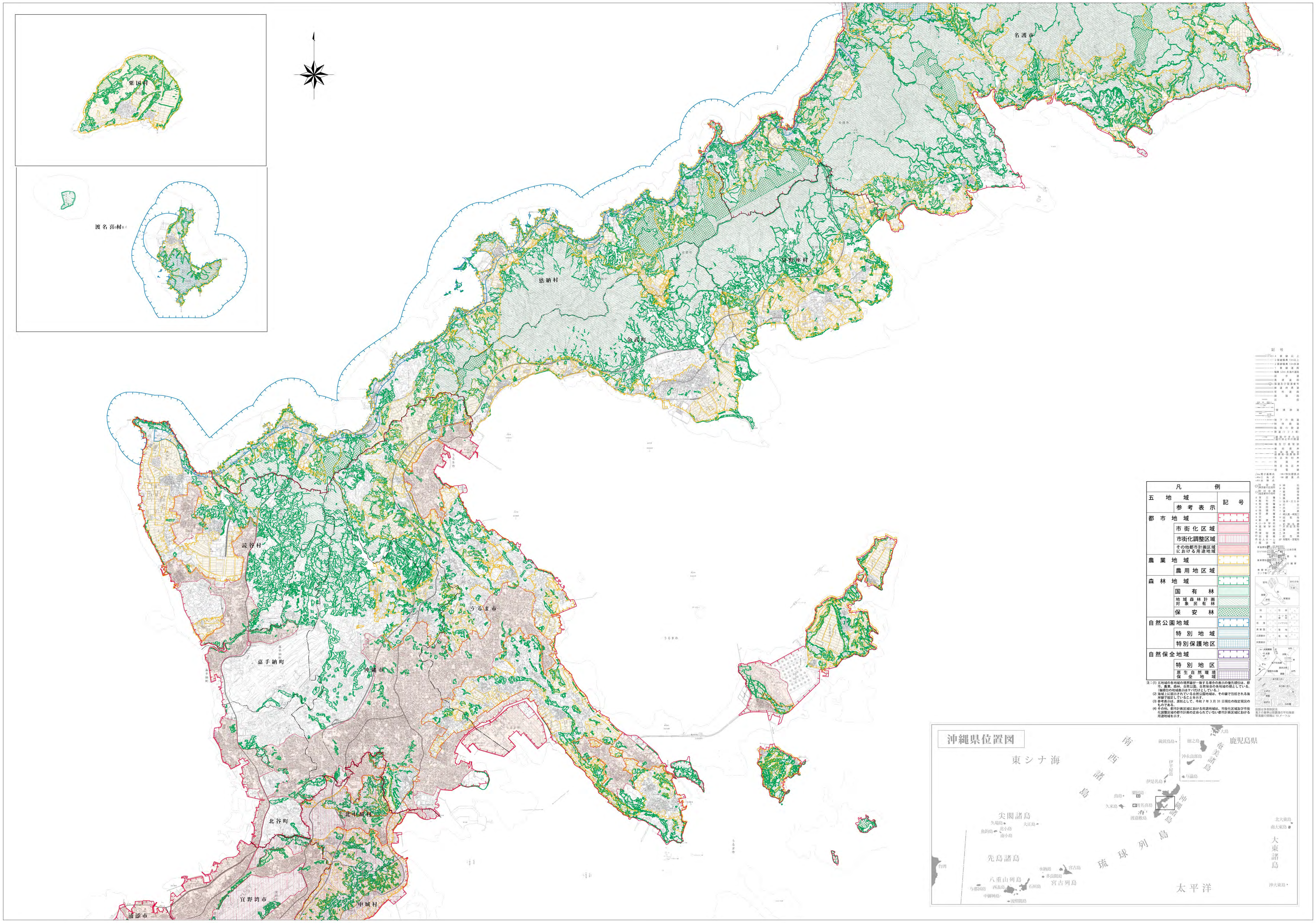
名護市
恩納村
宜野座村
金武町
読谷村
うるま市
嘉手納町
沖縄市
北谷町
北中城村
宜野湾市
中城村
浦添市
粟国村
渡名喜村
沖縄県位置図
東シナ海
南西諸島
琉球列島
太平洋
鹿児島県
奄美諸島
沖縄諸島
大東諸島
尖閣諸島
先島諸島
八重山列島
宮古列島
大島
徳之島
硫黄鳥島
沖永良部島
与論島
伊平屋島
伊是名島
粟国島
鳥島
久米島
渡名喜島
渡嘉敷島
北大東島
南大東島
沖大東島
久場島
大正島
魚釣島
北小島
南小島
台湾
水納島
宮古島
多良間島
与那国島
西表島
石垣島
中御神島
波照間島

凡例		
五地域	参考表示	記号
都市地域		▭
	市街化区域	■
	市街化調整区域	▥
	その他都市計画区域における用途地域	■
農業地域		▭
	農用地区域	■
森林地域		▭
	国有林	■
	地域森林計画対象民有林	▨
	保安林	▩
自然公園地域		▭
	特別地域	▤
	特別保護地区	▦
自然保全地域		▭
	特別地区	▤
	原生自然環境保全地域	▦

注：(1) 五地域の各地域の境界線が一致する場合の表示の優先順位は、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の各地域の順としている。（後順位の地域表示はケバだけとしている。）
(2) 海域上に図示されている自然公園地域は、その線で包括される海岸線で設定していることを示す。
(3) 参考表示は、原則として、令和 7 年 3 月 31 日現在の指定現況のものである。
(4) その他、都市計画区域における用途地域は、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画の定められていない都市計画区域における用途地域を示す。

投影は多面体図法
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線の間隔は 10 メートル

沖縄県

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 7JHf 271」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

1：50,000

0 1000 2000 3000 4000 5000m

株式会社パスコ
098-941-8268